

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ(追納制度について)

国民年金保険料(以降、年金保険料)の全額・一部免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、年金保険料を全額納めた場合と比べて、老齢基礎年金(65歳から受け取れる年金)の受け取り額が少なくなります。

免除などの承認を受けた期間の年金保険料は、10年以内であれば遡って古い月分から追納することにより、将来受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

※一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。

(例えば、3/4免除の期間を追納する場合は、残りの1/4の保険料を納めている必要があります)

※追納のお申し込み・ご相談は大垣年金事務所をお願いします。

☎大垣年金事務所 ☎78-5166

公証週間について

毎年、10月1日から7日までは、日本公証人連合会が設定し、法務省が後援する公証週間とされています。

この機会に、法律上のトラブルを未然に防止し、権利を擁護保全するため、遺言や大切な契約を公正証書(法務大臣から任命された法律専門家である公証人が法律に基づいて作成する公文書)で作成することをお考えになってはいかがでしょうか。

つきましては、公証週間中大垣公証役場において、下記のとおり無料公証相談窓口を設けますので、お気軽にご利用ください。

公証相談窓口	日 時	10月1日(金)～10月7日(木)※2日(土)3日(日)を除く
	場 所	大垣公証役場(大垣市丸の内1丁目35番地)
	時 間	9時30分～12時および13時～18時
	相談範囲の例	遺言・任意後見契約・離婚・金銭貸借・土地建物貸借のほか公正証書作成の 手続きや内容に関する相談。

- ・電話、来庁いづれでも結構です。
- ・秘密は厳守します。
- ・相談にお越しの際は、事前にご予約をお願いします。

☎大垣公証役場 ☎78-6174

想いつなげる講座inぎふ ～終活&相続手続のススメ～

参加無料

日 時 10月6日(水)

時 間 ①午前1時～午後3時15分(県内6会場、予約制)

講座(リレー形式でつなげる関係機関による講演)

時 間 ②午後3時30分～午後5時30分(県内4会場、予約制)

ブース相談会(相談時間:1枠30分)

主 催 岐阜県司法書士会、岐阜県土地家屋調査士会及び

共 催 岐阜公証人会(岐阜公証人合同役場ほか県内4公証役場) 詳しくは



会場に來られなくても、インターネット環境があれば、ご自宅等で視聴できます！(要申込み)



終活とは・・・健康寿命にあるうちに、人生の最期を心豊かに安心して迎えるための準備を整える活動のこと

9月1日(水)開催の最終判断 & 予約開始

終活&相続手続のススメ
 所有者が亡くなったときに、相続手続がスムーズに進められるように、皆さんが今できることを進めましょう。

不動産の相続登記が義務化されます！
 令和3年4月21日、国会において、所有権登記法(※)の改正が可決・成立していることをご存じでしょうか？住所変更時の登記や、相続時の不動産登記が義務化されることとなります。相続の登記のためにも、遺言は有用となります。

遺言を残す意義
 昨今では、円滑に相続が進まず、相続人間で遺産の分配等をめぐり、争いが起きることもあり、「相続」ではなく、「争続」・「争族」と表現されることもあります。この相続を回避すべく、遺言を残し、遺産の分け方や相続人の指定をしておけば、遺言書の内容はより優先されるため、基本的には遺言書に沿った相続が実現されることとなります。つまり、「遺言」は、遺言者の最終的な意思を円滑に実現させるための手段であり、先述の終活のメリットを得るための最たるものといえます。

終活のメリット
 医療介護、葬儀のことははじめ、家族間での遺産相続等のもめ事の回避を目的として、適切な準備をしておくことにより、残されるご家族は、円滑な相続手続をとることができるので、終活のメリットは、残されるご家族の負担を軽減することであるといえます。

※ 所有者不明土地とは・・・
 ①登記簿により所有者が直ちに判明しない土地、
 ②所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない土地のごときで、災害対策や土地を有効活用した街造りの妨げとなっています。
 現状、相続登記の申請は義務ではなく、直ちに不利益を受けることがないほか、都市部への人口移動により、地方では、土地を利用したいというニーズが低下してきていることなどが、所有者不明土地増加の要因とされています。